

## 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(登録事項)

第3条 条例第4条第1項の規定による登録は、次に掲げる事項について行う。

(1) 対象者

氏名、生年月日、住所、個人番号並びに障害の種類及び程度又は知能指数

(2) 保護者

氏名、個人番号及び対象者との**続柄**並びに住所

(3) 対象者に係る医療保険

医療保険の種類、被保険者証の記号、番号、被保険者又は組合員の氏名、被保険者又は組合員の対象者との続柄及び附加給付の有無

(4) 前号の医療保険の保険者

保険者の名称及び住所

(5) その他市長が必要と認める事項

(登録)

第4条 登録を受けようとする対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

(2) 条例第2条第1項第1号に規定する者にあつては、当該判定機関が交付する判定書

(3) 条例第2条第1項第2号に規定する者にあつては**身体障害者手帳**

(4) 条例第2条第1項第3号に規定する者にあつては身体障害者手帳及び判定書

(5) 前年（1月から6月までに新たに申請する場合にあつては、前々年）分の**市町村民税の課税**の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類について、申請者の同意のもとに市において確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(受給者証の交付等)

第5条 市長は前条の申請があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録台帳（様式第2号又は様式第3号。以下「台帳」という。）に登録及び所要事項の記載を行うとともに重度心身障害者医療費助成金受給資格者証（様式第4号。以下「資格者証」という。）を当該申請者に交付する。

2 受給資格者は、資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第6条 **条例第4条第2項**に規定する登録事項の変更の届出は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録事項変更届（様式第6号）に資格者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の届出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、台帳の登録事項のうち届出に係る事項を変更するものとする。

(助成金の支給申請)

第7条 条例第6条に規定する助成金の支給申請は、医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）の証明

(保険医療機関等が領収書を発行するときは、当該領収書)を付した重度心身障害者医療費助成金支給申請書(様式第7号又は様式第8号)に資格者証を添えて行うものとする。

(助成金額の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、重度心身障害者医療費助成金支給決定通知書(様式第9号)により、当該申請をした受給者に通知する。

(受給資格証の返還)

第9条 受給資格者は、受給資格者証に係る対象者が対象者でなくなったときは速やかに受給資格者証を返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加治木町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和49年加治木町規則第20号)、始良町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和49年始良町規則第46号)又は蒲生町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和58年蒲生町規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月31日規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の施行の際、現に改正前の始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によってなされたものとみなす。

3 新規則の施行の際、現に旧規則により作成された様式については、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成30年8月27日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成された様式については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。